

**全国健康保険協会の平成 29 年度業務実績に関する評価の基準(案)**

厚生労働省保険局保険課

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定により、厚生労働大臣が全国健康保険協会（以下「協会」という。）の平成 29 年度業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

## 1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の平成 29 年度事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について総合的な評価を行うものとする。

## 2. 平成 29 年度業務実績に関する評価

平成 29 年度事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の 2 つを併せて行うものとする。

## (1) 個別的な評価

- ① 個別的な評価は、平成 29 年度事業計画の項目ごとの実施状況についての評価を行うものとする。
- ② 評価に当たっては、以下の判定基準に基づく 5 段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

## (判定基準)

「S」：平成 29 年度計画を大幅に上回る成果を得ている

「A」：平成 29 年度計画を上回る成果を得ている

「B」：平成 29 年度計画を概ね達成している

「C」：平成 29 年度計画を達成できていない

「D」：平成 29 年度計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

- ③ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 業務実績の数値目標がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
  - ・ 業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績と平成 29 年度計画との間に乖離が生じた場合には、その発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
  - ・ 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
  - ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くものとする。

(2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の平成 29 年度計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

事業計画

- 
- 

項目ごとの「事業計画のポイント」を記載

自己評価: ○

【自己評価の理由】(事業報告は「平成29年度事業報告書」に記載)

- 平成29年度は、○支部が○○事業に取り組み、その結果○○について○%向上した。
- このように、平成29年度は目標値である○%を大きく上回る○%の実績を達成したことから、自己評価は「○」とする。

評価にあたっての視点

- 

厚生労働省において記載

構成員ご意見

最終評価